

周南市監査委員 久行 竜二

周南市監査委員 福田 文治

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

建設部

道路課、河川港湾課、建築課、住宅課

2 監査の範囲

令和7年4月（指定した一部の事務については令和6年4月）から令和8年1月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和8年3月3日（火）から5月25日（月）まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

河川港湾課

(1) 契約事務

ア	指摘事項	工事請負契約について、予定価格決定書の記載事項等に不備があるものがあった。
	措置状況	今後は予定価格決定書の記載事項等の確認を徹底いたします。
イ	指摘事項	工事請負契約について、請書の記載事項等に不備があるものがあった。
	措置状況	今後は請書受理に際し、記載事項等の確認を徹底いたします。